

札幌市特定非営利活動促進法施行細則

平成24年3月9日規則第5号

改正

平成28年3月30日規則第15号

平成28年3月31日規則第21号

平成29年3月7日規則第9号

令和4年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)及び札幌市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年条例第21号。以下「条例」という。)の施行について、特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)及び特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請に対する通知)

第2条 市長は、条例第13条の規定による申請について、認定の決定をしたときはその旨を、不認定の決定をしたときはその旨及び理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第15条の規定による申請について、認証の決定をしたときはその旨を、不認証の決定をしたときはその旨及び理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

(書類の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

条例第2条第1項の申請書	設立認証申請書(様式1)
法第12条第3項の書面	設立認証決定通知書(様式2)
	設立不認証決定通知書(様式3)
条例第4条第2項(条例第8条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の補正書	補正書(様式4)
条例第5条第1項(条例第19条において準用する場合を含む。)の届出書	設立(合併)登記完了届出書(様式5)
条例第7条第1項の届出書	役員の変更等届出書(様式6)
条例第8条第1項の申請書	定款変更認証申請書(様式7)
法第25条第5項において準用する法第12条第3項の書面	定款変更認証決定通知書(様式8)
	定款変更不認証決定通知書(様式9)
条例第9条第1項の届出書	定款変更届出書(様式10)
条例第10条第1項の提出書	定款変更登記完了提出書(様式11)

条例第11条第1項の提出書	事業報告書等提出書(様式12)
条例第13条の申請書	解散認定申請書(様式13)
前条第1項の書面	解散認定決定通知書(様式14)
	解散不認定決定通知書(様式15)
条例第14条第1項の届出書	解散届出書(様式16)
条例第14条第2項の届出書	清算人就任届出書(様式17)
条例第15条の申請書	残余財産譲渡認証申請書(様式18)
前条第2項の書面	残余財産譲渡認証決定通知書(様式19)
	残余財産譲渡不認証決定通知書(様式20)
条例第16条の届出書	清算終了届出書(様式21)
条例第17条第1項の申請書	合併認証申請書(様式22)
法第34条第5項において準用する法第12条第3項の書面	合併認証決定通知書(様式23)
	合併不認証決定通知書(様式24)
条例第20条の証明書	身分証明書(様式25)
条例第21条第1項の申請書	特定非営利活動法人認定申請書(様式26)
法第49条第1項の書面	認定決定通知書(様式27)
	不認定決定通知書(様式28)
条例第22条第1項の申請書	認定有効期間の更新申請書(様式29)
法第51条第5項において準用する法第49条第1項の書面	認定有効期間の更新決定通知書(様式30)
	認定有効期間の不更新決定通知書(様式31)
条例第23条(条例第29条において準用する場合を含む。)の届出書	代表者変更届出書(様式32)
条例第24条第2項(条例第29条において準用する場合を含む。)の提出書	助成金支給実績提出書(様式33)
条例第26条第1項(条例第29条において準用する場合を含む。)の提出書	役員報酬規程等提出書(様式35)
条例第28条において準用する条例第21条第1項の申請書	特定非営利活動法人特例認定申請書(様式36)
法第62条において準用する法第49条第1項の書面	特例認定決定通知書(様式37)
	特例認定不認定決定通知書(様式38)
条例第30条において準用する条例第21条第1項の申請書	認定特定非営利活動法人等の合併認定申請書(様式39)
法第63条第5項において準用する法第49条第1項の書面	合併認定決定通知書(様式40)
	合併不認定決定通知書(様式41)

(縦覧の場所等)

第4条 条例第3条に規定する縦覧並びに条例第12条(条例第27条において準用する場合を含む。)に規定する閲覧及び謄写(以下「縦覧等」という。)は、札幌市市民活動サポートセンターにおいて行うものとする。

2 縦覧等を行う者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 縦覧等に供する電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転する等の行為をすること。

(2) 縦覧等に供する電磁的記録を破壊し、改ざんし、又は消去する等の行為をすること。

(電磁的記録による保存)

第5条 条例第31条第2項の規定による電磁的記録の保存は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第6条 条例第32条第2項の規定による電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより記録する方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 条例第33条第2項の規定による電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書面の縦覧等は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規則第 9 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。